

令和3年10月5日
総務部総務課

専決処分した事件の報告について（損害賠償額の決定）

第1 区道上の事故

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和3年2月27日
- (2) 発生場所 江東区千石一丁目7番 特別区道江20号
- (3) 事故の概要 被害者が車道を自転車で信号待ちの状態から発進させようとした際、当該箇所にあった集水桝の蓋と縁塊の間にある30mmの隙間に自転車の後輪がはまり込み、後輪が歪む損傷を受けた。

2 決定年月日 令和3年7月6日

3 損害賠償額 21,365円（修理費）

第2 区立中学校の部活動中に発生した事故

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和3年5月30日
- (2) 発生場所 江東区東陽二丁目2番14号
- (3) 事故の概要 東陽中学校校庭において、野球部の活動中に打撃練習中の部員が打ったボールが高さ15メートルの防球ネットを越え、隣接する建物の網戸に当たり、損傷を与えた。

2 決定年月日 令和3年7月20日

3 損害賠償額 8,800円（修理費）